

食品営業の申請の手引き【自動車編】 標準処理期間:14日

(食品衛生法での営業許可申請から許可書交付まで)

●他の法令による手続きは別途行ってください。

【重要なお知らせ】

- 1.同一日に申請と検査を希望する場合は「事前予約」が必要です。
- 2.区役所の近隣の駐車場を手配して下さい。検査はそこで行います。
- 3.検査では、水道、冷蔵庫、換気扇、排水タンク等の動作確認を行います。
(給水タンクは水を貯留し、動作に必要な電源等の確保が必要)
- 4.手続きでは写真(スマートホンの画面等)の提示が便利です。
撮影対象(自動車の外側面、運転席と調理場の区画、調理場の内部(蛇口、排水タンク、換気扇等が自動車に設備されている様子)

(1)事前相談 着工前を推奨:工期や費用に影響 (青葉区衛生課窓口)

- ① 施設の図面(区画、換気扇、給排水タンク、冷凍・冷蔵庫、シンク、蛇口の種類等の設備が示されたもの)を持参。併せて写真(スマートフォンの画面等)の提示が便利です。(参照:上記□4.)
- ② 事前相談は、窓口のほか、FAX、電子メールも可能です。

●手続きにはスマートフォンを持参するとよりスムーズです。

(2-1)申請書の提出及び検査の予約 (青葉区衛生課窓口)

- ① 営業許可申請書、施設の構造及び設備を示す図面(事前相談時とは別に提出が必要) 申請書様式は仙台市 HP からダウンロード可能
- ② 申請手数料(現金):飲食店(新規) 19000 円「返金不能」
(仙台市の例) 食品衛生責任者養成講習会 全 6 時間
会場受講 9900 円 /eラーニング 10000 円
- ③ 食品衛生責任者の資格を示す証(食品衛生責任者手帳、調理師、栄養士等の免状又はその写し)
- ④ 自動車による食品営業計画書
- ⑤ 自動車検査証の写し
- ⑥ 法人の場合は法人番号(13ケタ)が分かる書類
国税庁「法人番号公表サイト」から印刷・確認可能

(2-2)事前予約 (同一日に申請と検査を希望する場合)

- ① 予約は電話でも受け付めますが、申請が完了していないと検査は行いません。
- ② 「事前予約がない場合」や「予約時間に遅れた場合」は予約を取り直す必要があります。



●食品従事者は、健康管理のため検便を勧奨しています。

(3)施設検査【申請者等の立合い必要】／【不適合の場合は再検査】

手配した駐車場に申請した自動車を駐車し、給水タンクに水を貯留し、排水タンク等が設備され、必要な電源等は手配しておくこと。

- ① 水道、冷凍・冷蔵庫、換気扇などは動作確認をおこないます。
- ② 施設基準に適合の場合は営業許可書の交付日を示した「食品衛生指導票」を交付します。



●施設検査に適合すると1週間ほどで許可書が交付されます。

(4)営業許可書の交付

(青葉区衛生課窓口)

- ① 施設検査時に交付した「食品衛生指導票※」を窓口にし「営業許可書」の交付を受けてください。 ※本人確認を兼ねています。
- ② 営業許可書を施設に掲示し「営業」が開始できます。

申請窓口 (青葉区役所 6 階 61 番窓口)

●申請は、平日の16時までに来庁し、手続きしてください

仙台市保健所 青葉支所 衛生課 食品衛生係

電話 022-225-7211(代表) 内線 6722~6726

〒980-8701 仙台市青葉区上杉一丁目 5-1/FAX022-227-7829

電子メール aob012260@city.sendai.jp

↑ メール送信後には「電話」で連絡してください